

1 「高齢者権利擁護専門相談窓口」

開催日時	毎月第2第4火曜日 午後1時～4時
相談方法	電話相談、面接相談等
相談員	社会福祉士、 第4火曜日は弁護士も同席

※事前にFAX、メール等により質問内容をお受けいたします。
※相談日が祝日・お盆・年末年始と重なった場合は、休みとなります。
※専門相談員は、相談日のみ出席いたします。

2 「高齢者権利擁護対応専門職チームの派遣」

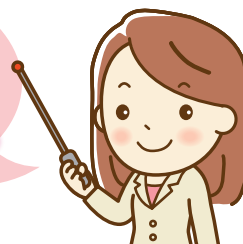
派遣日時	随時（希望日時を聞き、調整します。）
派遣先	市町包括支援センター等の困難事例検討会、個別ケース会議等の場
内容	困難事例に関する事例検討会等での助言
申込期日	原則として、派遣希望日の2週間前

「高齢者権利擁護対応専門職チーム」とは、地域における高齢者虐待等の権利擁護業務への適切かつ迅速な対応の支援のために福井弁護士会・福井県社会福祉士会の協力のもと編成されたチームです。

- 実施主体：福井県
- 運営：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
- 連携：福井弁護士会
一般社団法人 福井県社会福祉士会



相談、派遣料は
無料です。
秘密は固く守ります。



相談窓口・派遣申込先

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
高齢者専門相談窓口

〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22
福井県社会福祉センター 1階

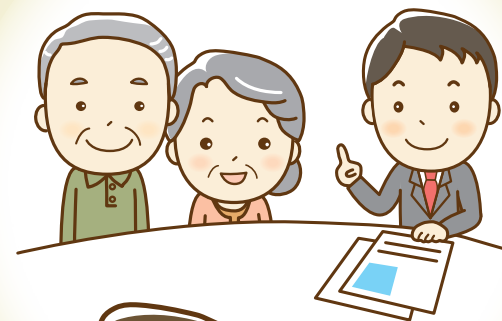
TEL 0776-25-0294

FAX 0776-24-4187

E-mail soudan@f-shakyo.or.jp

高齢者福祉関係者の強い味方！

高齢者権利擁護 対応専門職チーム 派遣事業



ご 案 内

「高齢者権利擁護対応専門職チーム派遣事業」をご活用ください。

地域における高齢者虐待等の権利擁護についての適切で迅速な対応を支援するため、以下の専門相談の窓口開設 および 専門職チームの派遣を実施しています。どうぞご利用ください。

相談・派遣料は
無料です！

1 高齢者権利擁護専門相談窓口



毎月
第2 第4
火曜日
13:00
~
16:00

- 成年後見制度に関する県民の方からの相談、問い合わせに応じます。
- 民生委員、介護支援専門員等高齢者の福祉に関係のある方からの虐待に関する相談に応じます。
- 市町地域包括支援センター等からの権利擁護困難事例に関する相談に応じます。電話・来所等いずれでも結構です。

2 高齢者権利擁護対応専門職チームの派遣



随時
希望日時を聞き
調整します。

市町地域包括支援センター等からの困難事例検討会、個別ケース会議等に、専門職チーム（弁護士、社会福祉士のペア）が参加して専門的助言を行います。

「一人暮らしなので、将来認知症等の病気になったときのことが心配。そんなとき成年後見制度の利用を、と聞いたけれど具体的にはどういう制度で費用はどのくらいかかりますか？またどこへ申し込めばいいのですか？」

～県民からの相談

「地域包括支援センター内だけでは解決できない難しい事例があります。どこか相談できるところはないかしら」
～地域包括支援センター職員からの相談

「虐待というが、どこまでを虐待というのでしょうか？
私たちは何をしたらいいのでしょうか？」
～民生委員からの問い合わせ

「困難事例について、行政、介護支援専門員、民生委員等の関係者で今後どのようにかかわっていったらよいかの会議を開きたい。その時に専門家からの助言がほしい。」

～福祉事務所からの依頼

「生命危機の恐れがある虐待事例があります。虐待者に自覚がありません。どのように接したらよいか関係者で協議したいのですが、専門家（弁護士、社会福祉士）を派遣してもらえませんか」
～地域包括支援センター職員からの相談